

科目対応表等

1. 公営・準公営企業会計

(1) 科目対応表

【BS】

地方公営企業法施行規則貸借対照表	区分No.	組替方針の解説
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
土地	1	解説有形固定資産①
建物	2	解説有形固定資産②
減価償却累計額	3	解説有形固定資産②
線路設備	4	解説有形固定資産③
減価償却累計額	5	解説有形固定資産③
電路設備	6	解説有形固定資産④
減価償却累計額	7	解説有形固定資産④
構築物	8	解説有形固定資産⑤
減価償却累計額	9	解説有形固定資産⑤
車両運搬具	10	
減価償却累計額	11	
機械及び装置	12	
減価償却累計額	13	
船舶	14	解説有形固定資産⑥
減価償却累計額	15	解説有形固定資産⑥
工具、器具、及び備品	16	
減価償却累計額	17	
リース資産	18	
減価償却累計額	19	
建設仮勘定	20	
その他有形固定資産	21	解説有形固定資産⑦
減価償却累計額	22	解説有形固定資産⑦
無形固定資産		
ソフトウェア	23	
施設利用権	24	解説無形固定資産①
電話加入権	25	解説無形固定資産②
上下水道利用権	26	解説無形固定資産③
建設仮勘定	27	
その他無形固定資産	28	解説無形固定資産④
投資その他の資産		
受益債権	29	
投資有価証券	30	
出資金	31	
長期貸付金	32	
貸倒引当金	33	
基金	34	
他会計繰出	35	
破産更生債権等	36	
貸倒引当金	37	
土地年賦未収金	38	
貸倒引当金	39	
その他の資産	40	解説投資その他の資産①
貸倒引当金	41	解説投資その他の資産②
土地造成勘定	42	
流動資産		
現金預金	43	
未収金	44	
貸倒引当金	45	
保管有価証券	46	
貯蔵品	47	
短期貸付金	48	
貸倒引当金	49	
前払費用	50	
受益債権	51	
その他流動資産	52	
貸倒引当金	53	
繰延勘定		
企業債発行差金	54	
負債の部		
固定負債		
企業債	55	
他会計借入金	56	
リース債務	57	
引当金	58	解説固定負債①
資産返還負債	59	
その他固定負債	60	解説固定負債②
流動負債		
企業債	61	
一時借入金	62	
他会計借入金	63	
リース債務	64	
未払金	65	
未払費用	66	
前受金	67	
引当金	68	解説流動負債①
運営費交付金債務	69	
その他流動負債	70	
繰延収益		
長期前受金	71	
収益化累計額	72	
資本の部		
資本金		
出資金	73	
その他資本金	74	
剰余金		
資本剰余金		
再評価積立金	75	
国庫補助金	76	
府補助金	77	
一般会計補助金	78	
工事負担金	79	
受贈財産評価額	80	
その他資本剰余金	81	
利益剰余金(欠損金)		
建設改良積立金	82	
その他積立金	83	
当年度未処分利益剰余金	84	
評価差額等		
その他有価証券評価差額	85	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流動資産
	現金預金
43	歳計現金
	歳入歳出外現金
36,38,44	未収金
37,39,45	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
48	短期貸付金
49	貸倒引当金
42,46,47,50,52	その他流動資産
53	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
1	土地
2,3	建物
4,5,6,7,8,9	工作物
21,22	立木竹
14,15	船舶
21,22	浮標等
21,22	航空機
21,22	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
28	地上権等
28	特許権等
24,25,26,28	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
1	土地
2,3	建物
4,5,6,7,8,9	工作物
21,22	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
28	地上権等
28	特許権等
24,25,26,28	その他無形インフラ固定資産
10,11,12,13,14,15,16,17,21,22	重要物品
18,19	リース資産
23	ソフトウェア
20,27	建設仮勘定
	出資金
30	有価証券
31	出資による権利
35	公営企業会計出資金
29,51	信託受益権
	基金
	公債償還基金
34	その他基金
	貸倒引当金
32	長期貸付金
33	貸倒引当金
40	その他債権
41	貸倒引当金
40,54	その他固定資産
	負債の部
	流動負債
61	地方債等
63	短期借入金
62	他会計借入金
68	その他短期借入金
68	貸互引当金
68	その他引当金
65	未払金
	還付未済金
64	リース債務
66,67,69,70	その他流動負債
	固定負債
55	地方債等
56	長期借入金
	他会計借入金
58	その他長期借入金
58	退職手当引当金
58	損失補償等引当金
58	その他引当金
60	長期未払金
57	リース債務
59,60,71,72	その他固定負債
	純資産の部
73,74,75,76,77,78,79,80,81,82,83,84	累積剰余金
	評価・換算差額等
85	その他有価証券評価差額金
	その他評価・換算差額等

別紙

【PL】

公営・準公営企業会計収益費用明細書	区分No.	組替方針の解説
営業収益		
土地売却収益	1	
負担金	2	解説営業収益①
分担金	3	解説営業収益②
その他営業収益	4	解説営業収益③
営業外収益		
受取利息および配当金	5	
補助金	6	解説営業外収益①
長期前受金戻入	7	解説営業外収益②
貸倒引当金戻入	8	
受託事業収益	9	
運営費交付金収益	10	
その他営業外収益	11	
特別利益		
固定資産売却益	12	
過年度損益修正益	13	
退職手当引当金戻入益	14	
その他特別利益	15	解説特別利益①
営業費用		
報酬	16	
給料	17	
手当	18	
災害補償費	19	
法定福利費	20	
厚生福利費	21	
賞金	22	
退職給与費	23	解説営業費用①
賞与引当金繰入額	24	
動力費	25	
燃料費	26	
修繕費	27	
路面復旧費	28	
役務費	29	
保険料	30	
資産減耗費	31	
備用品費	32	
被服費	33	
油脂費	34	
光熱水費	35	
旅費	36	
通信運搬費	37	
印刷製本費	38	
負担金、補助金及び交付金	39	
諸会費	40	
研修費	41	
賠償金	42	
補償金	43	
事故費	44	
報償費	45	
諸謝金	46	
委託料	47	
手数料	48	
使用料及び賃借料	49	
原材料費	50	解説営業費用②
浸漬費	51	
薬品費	52	
工事請負費	53	
貸倒引当金繰入	54	
貸倒損失	55	
公課費	56	
土地売却原価	57	
減価償却費	58	
その他営業費用	59	
営業外費用		
支払利息及び企業債取扱諸費	60	
繰延勘定償却		
企業債発行差金償却	61	
一般会計繰出金	62	
その他営業外費用	63	
特別損失		
固定資産売却損	64	
減損損失	65	
土地造成勘定評価損	66	
災害による損失	67	
過年度損益修正損	68	
その他特別損失	69	解説特別損失①

【NW】

公営・準公営企業会計剰余金計算書	区分No.	組替方針の解説
前年度末残高	70	
当年度変動額		
出資金の受入	71	
国庫補助金の受入	72	
一般会計補助金の受入	73	
工事負担金の受入	74	解説純資産①
分担金の受入	75	解説純資産②
受贈財産評価額の受入	76	
その他資本剰余金の受入	77	
会計基準の見直しに伴う会計処理	78	
その他有価証券評価差額	79	
当年度純利益(純損失)		
当年度末残高	80	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	経常収益
	市税
	地方譲与税
	交付金
	地方特例交付金
	地方交付税
	保険料
2,3,74,75	分担金及び負担金
	使用料及び手数料
6,10,72	国・府支出金
	他会計からの繰入金
2,3,6,7,73,74,75	一般会計からの繰入金
2,3,6,7,74,75	特別会計からの繰入金
2,3,6,7,74,75	公営企業からの繰入金
1	棚卸資産売却収入
5	受取利息及び配当金
4,6,7,9,11,77	その他経常収益
	経常費用
16,17,18,19,20,21,23	給与関係費
24	賞与引当金繰入額
▲14,23	退職手当引当金繰入額
22,25,26,29,30,32,33,34,35,36,37,38,44,45,46,47,48,49,50,52,53	物件費
27,28,50,51	維持補修費
58	減価償却費
60	支払利息及び手数料
55	貸倒損失
▲8,54	貸倒引当金繰入額
	損失補償等引当金繰入額
57	棚卸資産売却原価
	扶助費
39,40,41,42,43,56	負担金・補助金・交付金等
	他会計への繰出金
62	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
59,61,63,66	その他経常費用
	特別利益
12	資産売却益
15,76	資産受贈益
13,15	その他特別利益
	特別損失
31,64	資産除売却損
67	災害による損失
69	貸倒損失
	出資金評価損
65,68,69	その他特別損失

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準		
70	前年度末残高	累積余剰	評価・換算差額等
	当年度変動額	70	70
	当年度収支差額	PL収支差額	
71,78,79	その他変動額	71,78	79
80	当年度末残高	80	80

(2)組替方針の解説

【BS】	
項目	組替方針
有形固定資産	①土地については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「土地」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「土地」に組替える。 ②建物及び建物に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。 ③線路設備及び線路設備に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。 ④電路設備及び電路設備に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。 ⑤構築物及び構築物に係る減価償却累計額については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。 ⑥船舶及び船舶に係る減価償却累計額については、20トン未満の船舶は、固定資産の「重要物品」に組替える。20トン以上の船舶は、有形事業用固定資産の「船舶」に組替える。 ⑦その他有形固定資産及びその他有形固定資産に係る減価償却累計額のうち、立木竹及び立木林に係る減価償却累計額は、有形事業用固定資産の「立木竹」に組替える。浮標及び浮標に係る減価償却累計額は、有形事業用固定資産の「浮標等」に組替える。航空機及び航空機に係る減価償却累計額は、有形事業用固定資産の「航空機」に組替える。図書及び図書に係る減価償却累計額は「重要物品」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「その他有形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、有形事業用固定資産の「その他有形事業用固定資産」に組替える。 ただし、以上の場合において、①～⑦の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、①～⑦の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
無形固定資産	①施設利用権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ②電話加入権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ③上下水道利用権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ④その他無形固定資産のうち、借地権（地上権含む）、地役権、鉱業権、採石権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。特許権・著作権、商標権、実用新案権、意匠権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「特許権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「特許権等」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ただし、以上の場合において、①～④の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、①～④の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
投資その他の資産	①その他の資産のうち、長期前払消費税は、固定資産の「その他固定資産」に組替える。それ以外のものは固定資産の「その他債権」に組替える。 ②貸倒引当金については、固定資産のその他債権の「貸倒引当金」に組替える。
固定負債	①引当金のうち、退職手当引当金に相当するものは、固定負債の「退職手当引当金」に組替える。損失補償等引当金に相当するものは、固定負債の「損失補償等引当金」に組替える。それ以外の引当金は、固定負債の「その他引当金」に組替える。 ②その他固定負債のうち、長期未払金に相当するものは、固定負債の「長期未払金」に組替える。
流動負債	①引当金のうち、賞与引当金に相当するものは、流動負債の「賞与引当金」に組替える。それ以外の引当金は、流動負債の「その他引当金」に組替える。

【PL・NW】	
項目	組替方針
営業収益	①負担金については、一般会計からの負担金は「一般会計からの繰入金」に組替える。特別会計からの負担金は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの負担金は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。 ②分担金については、一般会計からの分担金は「一般会計からの繰入金」に組替える。特別会計からの分担金は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの分担金は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。 ③その他営業収益とは、法定決算書におけるいわゆる「その他営業収益」に限らず、営業収益のうち、土地売却収益、負担金、分担金を除くすべての営業収益を指します。
営業外収益	①補助金については、国・府から受けた補助金は「国・府支出金」に組替える。一般会計から受けた補助金は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計から受けた補助金は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計から受けた補助金は「公営企業会計からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。 ②長期前受金戻入については、一般会計から受けた長期前受金に係る長期前受金戻入は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計から受けた長期前受金に係る長期前受金戻入は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業から受けた長期前受金に係る長期前受金戻入は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。
特別利益	①その他特別利益のうち、固定資産受贈益によるものは「資産受贈益」に組替える。また、特別利益については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
営業費用	①退職給与費のうち、退職手当引当金への繰入額に相当するものは、「退職手当引当金繰入額」に組替える。それ以外のものは「給与関係費」に組替える。 ②原材料費については、施設の効用を維持するための費用は経常費用の「維持補修費」に組替える。
特別損失	①その他特別損失のうち、経常的でない臨時・巨額の債権放棄等による貸倒損失は特別損失の「貸倒損失」に組替える。また、特別損失については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
純資産	①工事負担金の受入については、一般会計からの工事負担金の受入は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計からの工事負担金の受入は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの工事負担金の受入は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。 ②分担金の受入については、一般会計からの分担金の受入は「一般会計からの繰入金」に組替える。公営企業会計以外の特別会計からの分担金の受入は「特別会計からの繰入金」に組替える。公営企業からの分担金の受入は「公営企業からの繰入金」に組替える。それ以外のものは「分担金及び負担金」に組替える。

【用語の定義】

〈固定資産〉

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定、出資金、信託受益権、基金、長期貸付金、その他債権、その他固定資産に分類される。

〈インフラ資産〉

有形インフラ固定資産とは、次の①～③のすべてに該当するものをいう。

- ①社会経済活動の基盤施設を構成する公共財
 - ②長期間にわたる効用をもち、かつ、広範なネットワーク性をもつもの
 - ③政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされるもの
- 無形インフラ固定資産とは、有形インフラ固定資産に関連する無形固定資産をいう。

〈事業用資産〉

事業用資産とは、インフラ資産及びその他の固定資産に属するものを除く有形固定資産及び無形固定資産をいう。

2. 第三セクター等(株式会社)

(1)科目対応表

【BS】

経団連離型貸借対照表	区分No.	組替方針の解説
流動資産		
現金及び預金	1	
受取手形	2	
売掛金	3	
未収還付法人税	4	
未収収益	5	
有価証券	6	
商品及び製品	7	
仕掛品	8	
原材料及び貯蔵品	9	
前払費用	10	
仮払金	11	
繰延税金資産	12	
その他	13	解説流動資産①
貸倒引当金	14	解説流動資産②
固定資産		
有形固定資産		解説有形固定資産①
建物	15	解説有形固定資産②
建物付属設備	16	解説有形固定資産③
構築物	17	解説有形固定資産④
機械装置	18	
車両運搬具	19	
工具器具備品	20	
土地	21	解説有形固定資産⑤
リース資産	22	
建設仮勘定	23	
その他	24	解説有形固定資産⑥
無形固定資産		解説無形固定資産①
ソフトウェア	25	
リース資産	26	
のれん	27	解説無形固定資産②
その他	28	解説無形固定資産③
投資その他の資産		
投資有価証券	29	
関係会社株式	30	
長期貸付金	31	
長期性預金	32	
差入保証金	33	
長期未収金	34	
繰延税金資産	35	
その他	36	解説投資その他の資産①
貸倒引当金	37	解説投資その他の資産②
繰延資産		
社債発行費	38	
株式交付費	39	
流動負債		
支払手形	40	
買掛金	41	
短期借入金	42	
1年内長期借入金	43	
リース債務	44	
未払金	45	
未払費用	46	
未払利息	47	
未払法人税等	48	
未払消費税	49	
未払事業所税	50	
前受金	51	
預り金	52	
預り保証金	53	
前受収益	54	
〇〇引当金	55	解説流動負債①
繰延税金負債	56	
その他	57	
固定負債		
社債	58	
長期借入金	59	
リース債務	60	
〇〇引当金	61	解説固定負債①
長期預り金	62	
繰延税金負債	63	
その他	64	解説固定負債②
株主資本		
資本金	65	
資本剰余金		
資本準備金	66	
その他資本剰余金	67	
利益剰余金		
利益準備金	68	
その他利益準備金		
〇〇積立金	69	
繰越利益剰余金	70	
自己株式	71	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	72	
繰延ヘッジ損益	73	
土地再評価差額金	74	
新株予約権	75	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流動資産
	現金預金
1,32	歳計現金
	歳入歳出外現金
3,4,13,34,36	未収金
14,37	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
13	短期貸付金
14	貸倒引当金
2,5,6,7,8,9,10,11,12,13	その他流動資産
14	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
21	土地
15,16	建物
17	工作物
24	立木竹
24	船舶
24	浮標等
24	航空機
24	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
28	地上権等
28	特許権等
27,28	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
21	土地
15,16	建物
17	工作物
24	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
28	地上権等
28	特許権等
27,28	その他無形インフラ固定資産
18,19,20,24	重要物品
22,26	リース資産
25	ソフトウェア
23	建設仮勘定
	出資金
29,30,36	有価証券
36	出資による権利
	公営企業会計出資金
	信託受益権
	基金
	公債償還基金
	その他基金
	貸倒引当金
31,36	長期貸付金
37	貸倒引当金
33,36	その他債権
37	貸倒引当金
35,36,38,39	その他固定資産
	負債の部
	流動負債
	地方債等
	短期借入金
	他会計借入金
42,43	その他短期借入金
55	賞与引当金
55	その他引当金
41,45,48,49,50	未払金
	還付未済金
44	リース債務
40,46,47,51,52,53,54,56,57	その他流動負債
	固定負債
58	地方債等
	長期借入金
	他会計借入金
59	その他長期借入金
61	退職手当引当金
61	損失補償等引当金
61	その他引当金
64	長期未払金
60	リース債務
62,63,64	その他固定負債
	純資産の部
65,66,67,68,69,70,71,75	累積剰余
	評価・換算差額等
72	その他有価証券評価差額金
73,74	その他評価・換算差額等

【PL】

経団連離形損益計算書	区分No.	組替方針の解説
売上高	1	
売上原価		
諸会費	2	
清掃費	3	
補償金	4	
分担金	5	
寄附金	6	
諸税	7	
営繕費	8	
被服費	9	
減価償却費	10	
その他	11	解説売上原価①
販売費及び一般管理費		
諸会費	12	
清掃費	13	
補償金	14	
分担金	15	
寄附金	16	
諸税	17	
営繕費	18	
被服費	19	
減価償却費	20	
その他	21	解説販売費及び一般管理費①
営業外収益		
受取利息及び配当金	22	
過年度還付税	23	
その他	24	
営業外費用		
支払利息	25	
その他	26	
特別利益		
固定資産売却益	27	
その他	28	解説特別利益①
特別損失		
固定資産売却損	29	
減損損失	30	
その他	31	解説特別損失①
法人税、住民税及び事業税	32	
法人税等調整額	33	

【NW】

経団連離形株主資本等変動計算書	区分No.	組替方針の解説
当期首残高	34	
当期変動額		
新株の発行	35	
剰余金の配当	36	
当期純利益	37	
自己株式の処分	38	
×××××	39	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	40	解説当期変動額①
当期変動額合計		
当期末残高	41	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	経常収益
	市税
	地方譲与税
	交付金
	地方特例交付金
	地方交付税
	保険料
	分担金及び負担金
	使用料及び手数料
	国・府支出金
	他会計からの繰入金
	一般会計からの繰入金
	特別会計からの繰入金
	公営企業からの繰入金
	棚卸資産売却収入
22	受取利息及び配当金
1,23,24	その他経常収益
	経常費用
	給与関係費
	賞与引当金繰入額
	退職手当引当金繰入額
3,9,13,19	物件費
8,18	維持補修費
10,20	減価償却費
25	支払利息及び手数料
	貸倒損失
	貸倒引当金繰入額
	損失補償等引当金繰入額
	棚卸資産売却原価
	扶助費
2,4,5,6,7,12, 14,15,16,17	負担金・補助金・交付金等
	他会計への繰出金
	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
11,21,26,32,33	その他経常費用
	特別利益
27	資産売却益
28	資産受贈益
28	その他特別利益
	特別損失
29	資産除売却損
31	災害による損失
31	貸倒損失
	出資金評価損
30,31	その他特別損失

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準	累積余剰	評価・換算差額等
34	前年度末残高	34	34
	当年度変動額		
37	当年度収支差額	37	
35,36,38,39,40	その他変動額	35,36,38,39,40	40
41	当年度末残高	41	41

(2)組替方針の解説

【BS】	
項目	組替方針
流動資産	①その他のうち、未収金に相当するものは、流動資産の「未収金」に組替える。短期貸付金に相当するものは、流動資産の「短期貸付金」に組替える。それ以外のものは、流動資産の「その他流動資産」に組替える。 ②貸倒引当金のうち、未収金に相当するものの貸倒引当金は、流動資産の未収金の「貸倒引当金」に組替える。短期貸付金に相当するものの貸倒引当金は、流動資産の短期貸付金の「貸倒引当金」に組替える。それ以外の貸倒引当金は、流動資産のその他流動資産の「貸倒引当金」に組替える。
有形固定資産	①各固定資産の取得原価と減価償却累計額は、組替元の固定資産科目ごとに取得原価から減価償却累計額を控除し、残額を大阪市新公会計制度基準の各固定資産科目に組替える。 ②建物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。 ③建物付属設備については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。 ④構築物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。 ⑤土地については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「土地」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「土地」に組替える。 ⑥その他のうち、立木竹は、有形事業用固定資産の「立木竹」に組替える。20トン未満の船舶は、固定資産の「重要物品」に組替える。20トン以上の船舶は、有形事業用固定資産の「船舶」に組替える。浮標は、有形事業用固定資産の「浮標等」に組替える。航空機は、有形事業用固定資産の「航空機」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「その他有形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、有形事業用固定資産の「その他有形事業用固定資産」に組替える。 ただし、以上の場合において、②～⑥の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、②～⑥の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
無形固定資産	①各固定資産の取得原価と減価償却累計額は、組替元の固定資産科目ごとに取得原価から減価償却累計額を控除し、残額を大阪市新公会計制度基準の各固定資産科目に組替える。 ②のれんについては、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ③その他のうち、借地権(地上権含む)、地役権、鉱業権、探石権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。特許権・著作権・商標権・実用新案権・意匠権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「特許権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「特許権等」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ただし、以上の場合において、②～③の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、②～③の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を無形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
投資その他の資産	①その他のうち、関係会社社債、その他の関係会社有価証券は、出資金の「有価証券」に組替える。出資金、関係会社出資金は、出資金の「出資による権利」に組替える。株主、役員又は従業員に対する長期貸付金、関係会社長期貸付金は、固定資産の「長期貸付金」に組替える。破産更生債権等は、流動資産の「未収金」に組替える。長期前払費用、前払年金費用は、固定資産の「その他固定資産」に組替える。それ以外のものは固定資産の「その他債権」に組替える。 ②貸倒引当金については、破産更生債権等に係る貸倒引当金は、流動資産の未収金の「貸倒引当金」に組替える。長期貸付金に係る貸倒引当金は、固定資産の長期貸付金の「貸倒引当金」に組替える。それ以外の貸倒引当金は、固定資産のその他債権の「貸倒引当金」に組替える。
流動負債	①〇〇引当金のうち、賞与引当金に相当するものは、流動負債の「賞与引当金」に組替える。それ以外の引当金は、流動負債の「その他引当金」に組替える。
固定負債	①〇〇引当金のうち、退職手当引当金に相当するものは、固定負債の「退職手当引当金」に組替える。損失補償等引当金に相当するものは、固定負債の「損失補償等引当金」に組替える。それ以外の引当金は、固定負債の「その他引当金」に組替える。 ②その他のうち、長期未払金に相当するものは、固定負債の「長期未払金」に組替える。

【PL・NW】	
項目	組替方針
売上原価	①その他の売上原価については、その明細がわかる場合には科目の性質に応じて、経常費用の適宜の科目に組替える。明細が不明の場合は、一括して「その他経常費用」に組替える。
販売費及び一般管理費	①その他の販売費及び一般管理費については、その明細がわかる場合には科目の性質に応じて、経常費用の適宜の科目に組替える。明細が不明の場合は、一括して「その他経常費用」に組替える。
特別利益	①その他のうち、固定資産受贈益によるものは特別利益の「資産受贈益」に組替える。また、特別利益については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
特別損失	①その他のうち、災害による損失によるものは特別損失の「災害による損失」に組替える。経常的でない臨時・巨額の債権放棄等による貸倒損失は特別損失の「貸倒損失」に組替える。また、特別損失については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
当期変動額	①株主資本以外の項目の当期変動額(純額)については、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定は、当年度変動額の「その他一評価換算差額等」に組替える。新株予約権は、当年度変動額の「その他一累積余剰」に組替える。

【用語の定義】

〈固定資産〉

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定、出資金、信託受益権、基金、長期貸付金、その他債権、その他固定資産に分類される。

〈インフラ資産〉

有形インフラ固定資産とは、次の①～③のすべてに該当するものをいう。

- ①社会経済活動の基盤施設を構成する公共財
 - ②長期間にわたる効用をもち、かつ、広範なネットワーク性をもつもの
 - ③政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされるもの
- 無形インフラ固定資産とは、有形インフラ固定資産に関連する無形固定資産をいう。

〈事業用資産〉

事業用資産とは、インフラ資産及びその他の固定資産に属するものを除く有形固定資産及び無形固定資産をいう。

3. 第三セクター等(社団・財団法人)

(1)科目対応表

【BS】

公益法人会計基準貸借対照表	区分No.	組替方針の解説
流動資産		
現金預金	1	
受取手形	2	
未収会費	3	
未収金	4	
未収利息	5	
前払金	6	
有価証券	7	
貯蔵品	8	
固定資産		
基本財産		
土地	9	
投資有価証券	10	
預金	11	
特定資産		
退職給付引当資産	12	
減価償却引当資産	13	
預金	14	
〇〇〇積立資産	15	
その他固定資産		
建物	16	解説その他固定資産①
構築物	17	解説その他固定資産②
車両運搬具	18	
什器備品	19	
土地	20	解説その他固定資産③
建設仮勘定	21	
借地権	22	解説その他固定資産④
電話加入権	23	解説その他固定資産⑤
敷金	24	
保証金	25	
投資有価証券	26	
子会社株式	27	
関連会社株式	28	
定期預金	29	
流動負債		
支払手形	30	
未払金	31	
前受金	32	
預り金	33	
短期借入金	34	
1年内返済予定長期借入金	35	
賞与引当金	36	
固定負債		
長期借入金	37	
退職給与引当金	38	
役員退職慰労引当金	39	
受入保証金	40	
正味財産		解説正味財産①
基金		
基金		
指定正味財産		
国庫補助金		
地方公共団体補助金		
民間補助金		
寄附金		
一般正味財産		
代替基金		
一般正味財産		

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流動資産
	現金預金
1,29	歳計現金
	歳入歳出外現金
3,4	未収金
	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
	短期貸付金
	貸倒引当金
2,5,6,7,8	その他流動資産
	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
20	土地
16	建物
17	工作物
	立木竹
	船舶
	浮標等
	航空機
	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
22	地上権等
	特許権等
23	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
20	土地
16	建物
17	工作物
	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
22	地上権等
	特許権等
23	その他無形インフラ固定資産
18,19	重要物品
	リース資産
	ソフトウェア
21	建設仮勘定
	出資金
26,27,28	有価証券
	出資による権利
	公営企業会計出資金
	信託受益権
	基金
	公債償還基金
9,10,11,12,13,14,15	その他基金
	貸倒引当金
	長期貸付金
	貸倒引当金
24,25,	その他債権
	貸倒引当金
	その他固定資産
	負債の部
	流動負債
	地方債等
	短期借入金
	他会計借入金
34,35	その他短期借入金
36	賞与引当金
	その他引当金
31	未払金
	還付未済金
	リース債務
30,32,33	その他流動負債
	固定負債
	地方債等
	長期借入金
	他会計借入金
37	その他長期借入金
38,39	退職手当引当金
	損失補償等引当金
	その他引当金
	長期未払金
	リース債務
40	その他固定負債
	純資産の部
NW累積余剰	累積余剰
	評価・換算差額等
NWその他有価証券 評価差額金	その他有価証券評価差額金
	その他評価・換算差額等

【PL・NW】

公益法人会計基準正味財産増減計算書	区分No.	組替方針の解説
経常収益		
基本財産運用益	1	解説経常収益①
特定資産運用益	2	解説経常収益①
受取入会金	3	
受取会費	4	
事業収益	5	
受取補助金等	6	解説経常収益②
受取負担金	7	
受取寄附金	8	
受取協賛金	9	
交付金	10	解説経常収益③
指定正味財産からの振替額	11	解説経常収益④
雑収益	12	
経常費用		
事業費		
給料手当	13	
退職給付費用	14	解説経常費用①
福利厚生費	15	
賃金	16	
手数料	17	
清掃費	18	
諸会費	19	
研修費	20	
給付金	21	
分担金	22	
寄附金	23	
減価償却費	24	解説経常費用②
その他	25	解説経常費用③
管理費		
役員報酬	26	
給料手当	27	
退職給付費用	28	解説経常費用①
福利厚生費	29	
賃金	30	
手数料	31	
清掃費	32	
諸会費	33	
研修費	34	
給付金	35	
分担金	36	
寄附金	37	
減価償却費	38	解説経常費用②
その他	39	解説経常費用③
基本財産評価損益等	40	解説経常費用④
特定資産評価損益等	41	解説経常費用④
投資有価証券評価損益等	42	解説経常費用④
経常外収益		
固定資産売却益	43	解説経常外収益①
固定資産受贈益	44	解説経常外収益②
指定正味財産からの振替額	45	
経常外費用		
固定資産売却損	46	解説経常外費用①
固定資産減損損失	47	解説経常外費用②
災害損失	48	解説経常外費用③
指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	49	
特定資産運用益	50	
受取補助金等	51	
受取負担金	52	
受取寄附金	53	
固定資産受贈益	54	
基本財産評価益	55	
特定資産評価益	56	
基本財産評価損	57	
特定資産評価損	58	
一般正味財産への振替額	59	
基金増減の部		
基金受入額	60	
基金返還額	61	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	経常収益
	市税
	地方譲与税
10	交付金
	地方特例交付金
	地方交付税
	保険料
7	分担金及び負担金
	使用料及び手数料
6	国・府支出金
	他会計からの繰入金
	一般会計からの繰入金
	特別会計からの繰入金
	公営企業からの繰入金
	棚卸資産売却収入
1,2,11	受取利息及び配当金
1,2,3,4,5,6,8,9,10,11,12	その他経常収益
	経常費用
13,14,15,26,27,28,29	給与関係費
	賞与引当金繰入額
14,28	退職手当引当金繰入額
16,17,18,30,31,32	物件費
24,38	維持補修費
	減価償却費
	支払利息及び手数料
	貸倒損失
	貸倒引当金繰入額
	損失補償等引当金繰入額
	棚卸資産売却原価
	扶助費
19,20,21,22,23,33,34,35,36,37	負担金・補助金・交付金等
	他会計への繰出金
	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
25,39	その他経常費用
	特別利益
40,41,42,43	資産売却益
44	資産受贈益
40,41,42,45	その他特別利益
	特別損失
40,41,42,46	資産除売却損
48	災害による損失
	貸倒損失
	出資金評価損
40,41,42,47	その他特別損失

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準	累積余剰	評価・換算差額等
	前年度末残高		
	当年度変動額		
	当年度収支差額	PL収支差額	
49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61	その他変動額	49,50,51,52,53,54,59,60,61	55,56,57,58
	当年度末残高		

(2)組替方針の解説

【BS】	
項目	組替方針
その他固定資産	①その他固定資産の建物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「建物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「建物」に組替える。 ②その他固定資産の構築物については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「工作物」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「工作物」に組替える。 ③その他固定資産の土地については、その性質によりインフラ資産となるものは、有形インフラ固定資産の「土地」に組替える。インフラ資産とならないものは有形事業用固定資産の「土地」に組替える。 ④借地権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。 ⑤電話加入権については、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。 ただし、以上の場合において、①～⑤の各科目に含める資産の大部分をインフラ資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形インフラ固定資産、無形インフラ固定資産として組替えることができるものとする。また、①～⑤の各科目に含める資産の大部分を事業用資産が占める場合は、その科目に含めるすべての資産を有形事業用固定資産、無形事業用固定資産として組替えることができるものとする。
正味財産	①純資産の部へは貸借対照表からの組替えとはせず、純資産変動計算書を経由して純資産の各項目の残高を算定する。

【PL・NW】	
項目	組替方針
経常収益	①基本財産運用益、特定資産運用益については、受取利息又は受取配当金は「受取利息及び配当金」に組替える。受取賃貸料は「その他経常収益」に組替える。 ②受取補助金等については、国・府からの収入は「国・府支出金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。 ③交付金については、国・府・他都市からの収入は「交付金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。 ④受取利息、配当金に関するものは「受取利息及び配当金」に組替える。それ以外のものは「その他経常収益」に組替える。
経常費用	①退職給付費用のうち、退職手当引当金への繰入額に相当するものは、「退職手当引当金繰入額」に組替える。それ以外のものは「給与関係費」に組替える。 ②減価償却費については、「減価償却費」に組替える。 ③その他の事業費、管理費については、その明細がわかる場合には科目の性質に応じて、経常費用の適宜の科目に組替える。明細が不明の場合は、一括して「その他経常費用」に組替える。 ④基本財産評価損益等、特定資産評価損益等、投資有価証券評価損益等については、時価法を適用した評価損益は、特別利益の「その他特別利益」または特別損失の「その他特別損失」に組替える。売却損益は特別利益の「資産売却益」または特別損失の「資産除売却損」に組替える。
経常外収益	①固定資産売却益については、特別利益の「資産売却益」に組替える。 ②固定資産受贈益については、特別利益の「資産受贈益」に組替える。 また、特別利益については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。
経常外費用	①固定資産売却損については、特別損失の「資産除売却損」に組替える。 ②固定資産減損損失については、特別損失の「その他特別損失」に組替える。 ③災害損失については、特別損失の「災害による損失」に組替える。 また、特別損失については、連結財務諸表全体への影響を踏まえ、個別に科目を表示する場合がある。

【用語の定義】

〈固定資産〉

固定資産は、事業用資産、インフラ資産、重要物品、リース資産、ソフトウェア、建設仮勘定、出資金、信託受益権、基金、長期貸付金、その他債権、その他固定資産に分類される。

〈インフラ資産〉

有形インフラ固定資産とは、次の①～③のすべてに該当するものをいう。

- ①社会経済活動の基盤施設を構成する公共財
 - ②長期間にわたる効用をもち、かつ、広範なネットワーク性をもつもの
 - ③政府・地方公共団体により、計画から維持管理まで長期間の適切な管理が必要とされるもの
- 無形インフラ固定資産とは、有形インフラ固定資産に関連する無形固定資産をいう。

〈事業用資産〉

事業用資産とは、インフラ資産及びその他の固定資産に属するものを除く有形固定資産及び無形固定資産をいう。

4. 総務省の統一的な基準

(1) 科目対応表

【BS】

総務省の統一的な基準	区分No.	組替方針の解説
資産の部		
固定資産		
有形固定資産		
事業用資産		
土地	1	
立木竹	2	
建物	3	
建物減価償却累計額	4	
工作物	5	
工作物減価償却累計額	6	
船舶	7	
船舶減価償却累計額	8	
浮標等	9	
浮標等減価償却累計額	10	
航空機	11	
航空機減価償却累計額	12	
その他	13	
その他減価償却累計額	14	
建設仮勘定	15	
インフラ資産		
土地	16	
建物	17	
建物減価償却累計額	18	
工作物	19	
工作物減価償却累計額	20	
その他	21	
その他減価償却累計額	22	
建設仮勘定	23	
物品	24	解説固定資産①
物品減価償却累計額	25	解説固定資産①
無形固定資産		
ソフトウェア	26	解説固定資産②
その他	27	解説無形固定資産①
投資その他の資産		
投資及び出資金		
有価証券	28	
出資金	29	
その他	30	
投資損失引当金		
長期延滞債権	31	
長期貸付金	32	
基金		
減価基金		
その他	33	
その他	34	
徴収不能引当金	35	解説投資その他の資産①
流動資産		
現金預金	36	解説流動資産①
未収金	37	
短期貸付金	38	
基金		
財政調整基金		
減価基金		
棚卸資産	39	
その他	40	
徴収不能引当金	41	解説流動資産②
負債の部		
固定負債		
地方債等	42	
長期未払金	43	
退職手当引当金	44	
損失補償等引当金		
その他	45	解説固定負債①
流動負債		
1年以内償還予定地方債等	46	
未払金	47	
未払費用	48	
前受金	49	
前受収益	50	
賞与等引当金	51	
預り金	52	
その他	53	解説流動負債①
純資産の部		
固定資産等形成分		解説純資産①
余剰分(不足分)		解説純資産②

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	資産の部
	流動資産
	現金預金
36	歳計現金
36	歳入歳出外現金
31,37	未収金
35,41	貸倒引当金
	基金
	財政調整基金
	公債償還基金
	貸倒引当金
38	短期貸付金
41	貸倒引当金
39,40	その他流動資産
41	貸倒引当金
	固定資産
	事業用資産
	有形事業用固定資産
1	土地
3,4	建物
5,6	工作物
2	立木竹
7,8	船舶
9,10	浮標等
11,12	航空機
13,14	その他有形事業用固定資産
	無形事業用固定資産
27	地上権等
27	特許権等
27	その他無形事業用固定資産
	インフラ資産
	有形インフラ固定資産
16	土地
17,18	建物
19,20	工作物
21,22	その他有形インフラ固定資産
	無形インフラ固定資産
27	地上権等
27	特許権等
27	その他無形インフラ固定資産
24,25	重要物品
24,25,26	リース資産
26	ソフトウェア
15,23	建設仮勘定
	出資金
28	有価証券
29	出資による権利
	公営企業会計出資金
	信託受益権
	基金
	公債償還基金
33	その他基金
35	貸倒引当金
32	長期貸付金
35	貸倒引当金
30,34	その他債権
35	貸倒引当金
	その他固定資産
	負債の部
	流動負債
46	地方債
	短期借入金
	他会計借入金
46	その他短期借入金
51	賞与引当金
53	その他引当金
47	未払金
47	還付未済金
53	リース債務
48,49,50,52,53	その他流動負債
	固定負債
42	地方債等
	長期借入金
	他会計借入金
42	その他長期借入金
44	退職手当引当金
	損失補償等引当金
45	その他引当金
43	長期未払金
45	リース債務
45	その他固定負債
	純資産の部
NW29-NW26	累積余剰
	評価・換算差額等
NW26	その他有価証券評価差額金
NW26	その他評価・換算差額等

【PL】

総務省の統一的な基準	区分No.	組替方針の解説
経常費用		
業務費用		
人件費		
職員給与費	1	
賞与等引当金繰入額	2	
退職手当引当金繰入額	3	
その他	4	
物件費等		
物件費	5	
維持補修費	6	
減価償却費	7	
その他	8	
その他の業務費用		
支払利息	9	
徴収不能引当金繰入額	10	
その他	11	
移転費用		
補助金等	12	
社会保障給付	13	
他会計への繰出金		
その他	14	
経常収益		
使用料及び手数料	15	
その他	16	解説経常収益①
臨時損失		
災害復旧事業費	17	
資産除売却損	18	
投資損失引当金繰入額		
損失補償引当金繰入額		
その他	19	解説臨時損失①
臨時利益		
資産売却益	20	
その他	21	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準
	経常収益
	市税
23	地方譲与税
	交付金
	地方特例交付金
	地方交付税
23	保険料
23	分担金及び負担金
15	使用料及び手数料
24	国・府支出金
	他会計からの繰入金
	一般会計からの繰入金
	特別会計からの繰入金
	公営企業からの繰入金
	棚卸資産売却収入
16	受取利息及び配当金
16,23	その他経常収益
	経常費用
1,4	給与関係費
2	賞与引当金繰入額
3	退職手当引当金繰入額
5,8	物件費
6	維持補修費
7	減価償却費
9	支払利息及び手数料
	貸倒損失
10	貸倒引当金繰入額
	損失補償等引当金繰入額
	棚卸資産売却原価
13	扶助費
12,14	負担金・補助金・交付金等
	他会計への繰出金
	一般会計への繰出金
	特別会計への繰出金
	公営企業への繰出金
11,14	その他経常費用
	特別利益
20	資産売却益
27	資産受贈益
21	その他特別利益
	特別損失
18	資産除売却損
	減損損失
17	災害による損失
19	貸倒損失
	出資金評価損
19	その他特別損失

【NW】

総務省の統一的な基準	区分No.	組替方針の解説
前年度末純資産残高	22	
純行政コスト(△)		
財源		
収収等	23	解説収収等① PLへ
国県等補助金	24	PLへ
本年度差額	25	23,24,27をPLに動かし影響を加味すること
固定資産等の変動		
有形固定資産等の増加		
有形固定資産等の減少		
貸付金・基金等の増加		
貸付金・基金等の減少		
資産評価差額	26	
無償所管換等	27	PLへ
その他	28	
本年度純資産変動額		
本年度末純資産残高	29	

組替元区分No.	大阪市新公会計制度基準	累積余剰	評価・換算差額等
22	前年度末残高	22	22
	当年度変動額		
25	当年度収支差額	25	
26,28	その他変動額	28	26
29	当年度末残高	29	29

(2) 組替方針の解説

【BS】

項目	組替方針
固定資産	①物品及び物品減価償却累計額のうち、リース資産に係るものは、固定資産の「リース資産」に組替える。それ以外の物品及び物品減価償却累計額は、固定資産の「重要物品」に組替える。 ②ソフトウェアのうち、リース資産に係るものは、固定資産の「リース資産」に組替える。それ以外のソフトウェアは、固定資産の「ソフトウェア」に組替える。
流動資産	①現金預金のうち、歳計現金に相当するものは、流動資産の「現金預金 歳計現金」に組替える。歳入歳出外現金に相当するものは、「現金預金 歳入歳出外現金」に組替える。 ②徴収不能引当金のうち、未収金に相当するものの徴収不能引当金は、流動資産の未収金の「貸倒引当金」に組替える。短期貸付金に相当するものの徴収不能引当金は、流動資産の短期貸付金の「貸倒引当金」に組替える。それ以外の徴収不能引当金は、流動資産のその他流動資産の「貸倒引当金」に組替える。
無形固定資産	①その他のうち、借地権(地上権含む)、地役権、鉱業権、探石権、漁業権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「地上権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「地上権等」に組替える。特許権・著作権・商標権・実用新案権・意匠権は、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「特許権等」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「特許権等」に組替える。それ以外のものは、その性質によりインフラ資産となるものは、無形インフラ固定資産の「その他無形インフラ固定資産」に組替える。インフラ資産とならないものは、無形事業用固定資産の「その他無形事業用固定資産」に組替える。
投資等その他の資産	①徴収不能引当金については、長期延滞債権に係る徴収不能引当金は、流動資産の未収金の「貸倒引当金」に組替える。基金に係る徴収不能引当金は、固定資産の基金の「貸倒引当金」に組替える。長期貸付金に係る徴収不能引当金は、固定資産の長期貸付金の「貸倒引当金」に組替える。それ以外の徴収不能引当金は、その他債権の「貸倒引当金」に組替える。
流動負債	①その他のうち、〇〇引当金に相当するものは、流動負債の「その他引当金」に組替える。リース債務に係るものは、流動負債の「リース債務」に組替える。それ以外のものは、流動負債の「その他流動負債」に組替える。
固定負債	①その他のうち、〇〇引当金に相当するものは、固定負債の「その他引当金」に組替える。リース債務に係るものは、固定負債の「リース債務」に組替える。それ以外のものは、固定負債の「その他固定負債」に組替える。
純資産	①NW資産評価額のうち、有価証券にかかるものは純資産の「その他有価証券評価差額金」に組替える。それ以外のものは、純資産の「その他評価・換算差額等」に組替える。 ②累積余剰については、NW本年度末残高－NW試算評価差額で算出する。

【PL・NW】

項目	組替方針
経常収益	①経常収益その他は、科目の性質に応じて、経常収益の適宜の科目に組替える。
臨時損失	①臨時損失その他は、科目の性質に応じて、特別損失の適宜の科目に組替える。
収収等	①収収等は、科目の性質に応じて交付金、保険料、分担金及び負担金に組替える。寄付金についてはその他経常収益に組替える。